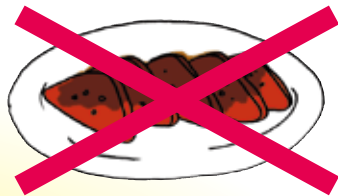


平成24年7月1日から 牛肝臓(レバー)を生食用として 提供することは禁止です!!

※生食用牛肝臓(レバー)を提供した場合、食品衛生法に基づき、**行政処分および罰則(二年以下の懲役または二百万円以下の罰金)**の対象となります。



牛の肝臓を提供するときは 
中心部まで十分加熱して食べるように
次の2点を、必ず、注意喚起してください。

○「食中毒の危険性があるため、生では食べない!!」

○「調理の際に中心部まで加熱する!!」

※肝臓以外の牛の内臓(心臓、胃、腸など)や鶏肉などにも食中毒を起こす細菌が付着している危険性がありますので、中心部まで十分加熱して食べる
ことが重要です。

◎問合せ先

詳細については下記連絡先にお問い合わせください。

| 所属名 | 電話番号 | 所属名 | 電話番号 |
|---------------|--------------|----------------|--------------|
| 桑名保健所 衛生指導課 | 0594-24-3623 | 伊賀保健所 衛生指導課 | 0595-24-8080 |
| 鈴鹿保健所 衛生指導課 | 059-382-8674 | 尾鷲保健所 衛生指導課 | 0597-23-3461 |
| 津保健所 衛生指導課 | 059-223-5112 | 熊野保健所 衛生指導課 | 0597-85-4102 |
| 松阪保健所 衛生指導課 | 0598-50-0529 | 四日市市保健所 衛生指導課 | 059-352-0592 |
| 伊勢保健所 衛生指導課 | 0596-27-5151 | 三重県健康福祉部 食品安全課 | 059-224-2343 |
| 伊勢保健所 志摩衛生指導課 | 0599-43-5111 | | |